

お知らせコーナー



モノ言う市民の水先案内人
デモカレンダー
<https://democalendar.jp/>



当会員必見のYouTube動画!!

WARmericaの運命

歴史上最も早く最強で唯一の覇権国となったアメリカが、最も早く衰退する帝国になろうとしている。その歴史を始まりからひも解くドキュメンタリー。
制作:韓国 日本語字幕 65分

しろい・九条の会イベント情報

□しろいふるさとまつりに今年も参加します

日時: 10月17日(土)・18日(日) 9時~15時
令和8年しろいふるさとまつりは、台風の影響により

中止が決まりました

被災された皆様にはお見舞い申し上げます

□しろい・九条の会 会員親睦会を開催

日時: 11月21日(土) 開場11時 開会11:30
会場: さわやかプラザ軽井沢 和室
会費: 500円 (カレーランチ・カラオケつき)
お申込み: 11月5日(金)まで 先着20名
内容: 長崎被爆体験者・有田俊雄さんのお話
名物カレーのランチ カラオケ

お申込み・お問合せは、電話またはSMS(ショートメール)にて
090-8848-3200(影山)まで

世話人会に参加しませんか (一般会員もOK)

★次回は11月10日の予定(3日がまちサポ休館日のため)

日時: 原則第1火曜日 9時~ 会報印刷/封入/配達手配
場所: まちづくりサポートセンター(市役所東庁舎入って正面)

*日時を変更する場合があります。ご参加の際は前もって、
代表・影山廣輔 090-8848-3200) または世話人にご連絡ください。



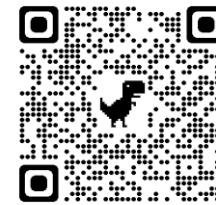
九条の会
オフィシャルサイト
<http://www.9-jo.jp>



日本を「戦争する国」にさせない!

しろい・九条の会

《代表》影山廣輔 090-8848-3200



しろい・九条の会
QRコード

日本国憲法 第九条

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、
国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際
紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空その他の戦力は、これを保
持しない。国の交戦権は、これを認めない。



憲法紙芝居動画
QRコード

語りあおう平和の道を (白井市平和都市宣言より)

戦後81年

美しいカラー版はホームページをご覧ください。

しろい
21th
条
昭和101年

下総基地もエリア内!!

令和8年度日米共同統合演習

□日米共同統合演習実施の発表

去る9月29日、防衛省・統合幕僚監部から、令和8年度日米共同統合演習の実施に関する発表がありました。演習の目的を「各種事態における日米共同対処及び自衛隊の統合運用について演練・検証し、日米の共同統合運用能力の維持・向上を図る」とし、実施時期については令和8年10月19日(月)~10月29日(木)、自衛隊(人員約45000名、車両約6100両、艦艇約40隻、航空機約260機)のほか在日米軍を含めたアメリカ軍、オーストラリア軍、さらにカナダ、フランスなど6カ国の軍が参加、防空ミサイル防衛訓練等各種訓練を行う予定です

□千葉県・下総航空基地も訓練エリアに

今回の演習では、千葉県の下総航空基地も訓練エリアの一部に含まれ、戦闘機部隊の展開訓練が行われる予定です。

具体的には「航空自衛隊の戦闘機部隊等が四国沖で実施される共同統合対艦戦闘に参加し、それぞれの対処要領について演練します。その際、航空自衛隊の戦闘機部隊は、航空自衛隊の百里基地が使用できない事態を想定し、海上自衛隊の下総航空基地に一時的に展開する訓練を計画しています。」とし、期間は上記19日~29日のほか、前週(13日(火)~16日(金))に事前訓練が計画されている模様です。

発表では「土日及び夜間の飛行は計画致しません」とする一方、「※訓練内容詳細については、調整中であり変更の可能性があります」ともあり、周辺住民の生活環境に対する直接的影響の懸念も残ります。

しろい・九条の会は『白井市平和都市宣言』の精神に則り、平和の道を語り、訴え続けます

平和憲法で「新しい戦後」を築く

大山口 佐々木健悦

- 憲法は、国家権力を制限し、国民の権利と自由を守ることを目的とし権力者の専横に歯止めを掛ける。日本の憲法には「欧米の憲法よりも明確に、国民を保護するための歯止めが盛り込まれている」(ウォルフレン『日本／権力構造の謎』)。
- 憲法前文は「無防備の理想を謳っている」のではない。日本の安全と生存を「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して」保持するという憲法前文の行(くだり)は、「みごとなまでの楽天的な決意」であると同時に、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないやうに」という「日本政府に対する厳しい決意」を含意している(長谷川正安『日本の憲法』)。
- 文部省『あたらしい憲法のはなし』(昭和22年)には「しかし、みなさんは、けっして心細く思うことはありません。日本は正しいことを、ほかの国より先に行なったのです。世の中に、正しいことぐらい強いものはありません」「また、戦争とまでいかずとも、国の力で、相手を脅すようなことは、いっさいしないことに決めたのです」とある。
- 作家の井上ひさしも平成18年に書いた。「もう二度と戦争はしない、という第九条ができてから、日本国家が国としてよその国の人を殺したり、武器をつくってよその国に売ったりはしていません」(『井上ひさしの子どもにつたえる日本国憲法』)。
- 改憲論者は、米国に押し付けられたから改憲が必要であると言うが、現行の日本国憲法の成り立ちの経緯を知らぬ者の愚論である。
- 米国に押し付けられたのではない。当時の民主勢力である松本丞(じょう)治(じ)国務大臣を長とする「憲法問題調査委員会」がマッカーサー総司令部に民権運動期の私擬憲法や敗戦後の憲法草案などに基づいて作成した「憲法改正要綱(松本案)」をマッカーサー司令部に提出し、それを基に英文で綴った「マッカーサー憲法草案」を、マッカーサーが当時の日本の保守勢力に押し付けたのである。
- 改憲要件は厳しいほうが良い。現行の憲法が現実に関わなくなって実効力がないからと言って、憲法を改めるのでは筋が通らない。憲法の理念の実現を目指して、その現実こそを変える努力をするのが筋である。
- もし改憲するとしたら、「解釈」による憲法理解を許さないように明解な条文に整えることだ。
- 憲法を改正しなくても、法改正で済むレベルの項目もある。ドイツでは憲法に相当する「基本法」の改正は2019年3月まで63回目になる。
- 憲法のような基本法は条文の抽象度が高く、加筆して細かく規定して改正を繰り返せば、長文になる。
- 日本国憲法は非常に短い。各国の憲法を英訳した単語数で比較すると、世界平均の4分の1。短いのは、条文に具体的規定が少なく、「法律でこれを定める」と書いてある条文が10カ所もあるからだ。改憲するよりも、条文の「解釈」は、必要に応じて具体的に法律で定め、「解釈」が変わったら、その法律を改正すれば、良い。
- 近視眼的な現実論の高市政権は「新しい戦前」回帰を目論み、平和憲法の改悪を急ぐ。日本国民は現行の平和憲法を精神を弁え、「新しい戦後」を築かなくてはならない。

会員・非会員問わず 投稿大募集

「語りあおう平和の道を」
(白井市平和都市宣言より)

会員投稿コーナー

世界平和からなにに気ない日常まで、どんな内容でも構いません。
ふるって皆様の声をお寄せください。

新会員紹介

大山口 長山英司

はじめまして。大山口の長山英司です。

若い頃は政治にあまり関心がありませんでした。しかし、2011年の東日本大震災をきっかけに、社会や政治について自分なりに調べるようになりました。調べていく中で、これまで自分が知らなかった政治の一面や、表向きの説明だけでは分からない矛盾や欺瞞に気づくようになりました。

一方で、そうしたことが十分に世の中に伝わっていないため、政治家や政府が国民の知らないところで物事を進めてしまうのではないかと感じています。特に、国の基本に関わる憲法の改正が進められようとしていることには強い関心を持っています。だからこそ、憲法について一人ひとりが知り、考えることが大切だと思い、「九条の会」に参加しました。

私自身が真実を知って政府に反対する、ということだけが目的ではありません。大切なのは、できるだけ多くの人、とりわけこれから社会を担っていく若い人たちに、さまざまな情報を知ってもらい、自分自身で考えてもらうことだと思っています。そのためには、一人で活動するのではなく、皆さんと協力しながら取り組んでいくことが必要だと感じています。

最近では政治だけでなく、金融や経済についても勉強しています。調べれば調べるほど奥が深く大変ですが、最近のAIの発達には大いに期待しています。これまで時間や知識の面で難しかった情報収集も、AIによってずっと身近なものになってきました。誰もがさまざまな情報にアクセスし、自分で調べ、考えることができるようになるための大きな手段になるのではないかと感じています。

まだまだ勉強中ですが、皆さんと一緒に学び、考え、活動していきたいと思っています。どうぞよろしくお願ひいたします。

国民が望まない憲法改悪を許すな

笹塚 齊藤昭夫

衆議院憲法審査会は、先の特別国会の会期中、予算審議が終わった4月以降、毎週木曜日に、定期的に開かれた。審査会の「会議日誌」によれば、論議されたのは、緊急事態条項、国民投票法の改正案、9条、合区・地方公共団体などについてである。

これらのうち、緊急事態条項に関しては、衆議院法制局・衆議院憲法審査会事務局が5月に、

「『緊急事態条項』のイメージ(案)」を資料として提出し、条文作成の準備は整っている。

一方、高市首相は4月の自民党大会のあいさつの中で、「時は来ました。改正の発議について『なんとか目途がついた』という状態で来年の党大会を迎えたい」と述べていた。これらを考え合わせると、自民党などの改憲勢力は、10月5日に召集が予定されている臨時国会で、なんとしても条文作成委員会を設置し、発議の準備を進めることを狙っているものと思わざるを得ない。

総選挙大勝の勢いに乗じて、国民の多数が願ってもいない改憲を進めようという策動を許すわけにはいかない。進めるべきは、憲法を暮らしの中に生かすことである。臨時国会での憲法審査会の動向には、今まで以上に目を配っていかなければならないと思っている。

(260928)